

下関市立大学学生サポート組織規程

平成 21 年 3 月 19 日

規 程 第 1 3 号

改正 令和 3 年 3 月 19 日規程第 21 号
令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学（以下「大学」という。）において、本学学生の学生生活の支援活動を大学と協働して行うことを目的とする任意の学生団体（以下「学生サポート組織」という。）に関し、その活動の活性化と支援方法について必要な事項を定める。

(活動の種類)

第 2 条 学生サポート組織の活動の種類は次のとおりとする。ただし、下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成 19 年規程第 3 号）第 12 条から第 15 条までの規定により設置される組織の所管事項に属する活動は除く。

- (1) 障害学生の修学支援に関すること。
- (2) 就職活動の助言等に関すること。
- (3) 学生の資質・能力向上に関すること。
- (4) 学内の環境保全活動に関すること。
- (5) 学生の福利厚生に関すること。
- (6) その他学生生活全般の支援に関すること。

(団体の要件)

第 3 条 学生サポート組織として認定する団体の要件は次のとおりとする。

- (1) 団体の構成員が本学学生のみで構成されていること。
- (2) 団体の活動が前条各号のいずれかに該当するものであり、かつ、本学学生のみを対象とした活動であること。
- (3) 下関市立大学の運営組織等に関する規程第 12 条から第 15 条までの規定により設置される組織に属するものでないこと。
- (4) 前号に規定する組織以外の学内組織と協力、連携して活動する団体であること。

(認定の申請等)

第 4 条 学生サポート組織としての認定を受けようとする団体は、別に定める下関市立大学学生サポート組織登録申請書に、活動期間及び活動内容を記載した書類並びに構成員名簿を添えて、認定を受けようとする年度の前年度の 3 月 15 日までに事務局長に提出し、認定を受けなければならない。

2 事務局長は、前項の申請書の内容が適当であると認めるときは、当該申請をした団体を学生サポート組織として認定するものとする。

(認定の期間等)

第5条 前条の規定により認定を受けた団体の認定期間は、当該年度末までとする。

2 認定を受けた団体が、前項の認定期間の途中で活動を中止する場合は、その旨を事務局長に申し出るものとし、事務局長は当該申出により認定を取り消すものとする。

3 認定を受けた団体の構成員に変更があった場合は、速やかに変更があった構成員名簿を提出するものとする。

(学内施設の使用)

第6条 第4条の規定により学生サポート組織の認定を受けた団体が、その活動を実施するに当たり、学内施設を使用しようとする場合は、大学の学友会所属の学生団体又は下関市立大学学友会会則により活動を公認されたサークルと同等の権利を有することとする。

(活動の支援)

第7条 第4条の規定により学生サポート組織の認定を受けた団体に対して、大学はその活動に必要と認めた経費の一部を、活動費として助成することができる。

2 前項の助成に関し必要なことは、別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日規程第21号)

この規程は、令和3年3月19日から施行する。

附 則 (令和4年11月4日規程第25号)

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

下関市立大学学生サポート組織登録申請書

年 月 日

下関市立大学 事務局長 様

団体名
代表者
連絡先

団 体 名	
活 動 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
活 動 内 容	

年 月 日

(宛先) 下関市立大学事務局長

年度下関市立大学学生サポート組織構成員名簿について、下記のとおり提出いたします。

団 体 名 _____

責任者職・氏名 _____

携帯番号 _____

協働学内組織名 _____

構成員名簿

No.	役 職 名	学籍番号	学科・学年	氏 名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ 注意事項

1. 登録申請書に添付すること
2. 協働学内組織にも提出すること

No.	役職名	学籍番号	学科・学年	氏名
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				